

## 区域外就学承諾基準等一覧表

	許可できる理由	対象学年	許可期間等	添付書類等
1	(学年途中の転居) 町外に転居し、引き続き当該小中学校に就学を希望する場合	小中学校の全学年	学年末まで(小5及び中2の1月以降は卒業まで)	
2	(兄弟関係) 1により、兄弟が区域外就学を(希望)している場合の弟妹	—	兄・姉の許可期間まで	
3	(一時転居) 家の建替え等により一時的に町外に転居し、かつ1年以内に元の住所地に戻ることが確実であり、引き続き当該学校に就学を希望する場合	小中学校の全学年	元の住所地に戻るまで	建築請負契約書等の写し
4	(転居先付け) 家の新築等により概ね1年以内の転居予定地に住所を有することが確実であり、あらかじめ転居予定地の指定校に就学を希望する場合	小中学校の全学年	転居予定地に居住するまで	建築請負契約書、売買、賃貸契約書等の写し
5	(家庭の事情) 家庭の特殊な事情により、現在の居住地に住民登録が出来ない場合、実際に居住している学区の学校に通学を希望する場合	小中学校の全学年	必要な期間	児童相談所等の意見書
6	(昼間留守家庭) 帰宅した際に保護する者が居ないため保護者以外の者を監護者とする場合で、監護者の住所を通学区域とする小学校に就学を希望するとき。	小学校の全学年	当該学校を卒業するまで	就労証明書等
7	(区域外就学の継続) 区域外就学の承諾を受けて小学校に就学していた場合で、当該小学校を通学区域とする中学校への就学を希望する場合	中学校への入学時	当該学校を卒業するまで	
8	その他教育委員会が特別に必要ながあると認める場合(友人関係、学校施設を理由とした申立は認められません。)	小中学校の全学年	必要な期間	

- ※ 保護者が通学経路、通学方法を明確にしたうえで、通学途中の安全について責任をもつこと
- ※ 学校施設の運営上問題がないと判断される場合に限られます。
- ※ 添付書類は、必要に応じて上記以外の書類を提出いただく場合があります。